



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

きりん通信 No.28

〒333-0831 埼玉県川口市石神 239-30
TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509e-mail m.miyazawa@sr-kirin.jpURL <http://www.sr-kirin.jp/>12
2017きりん 人事労務
管理事務所

平成29年賃金引上げ等の実態に関する調査概況公表

労働者にとっても経営者にとっても、とても気になる統計調査です。

今年の夏の賞与額の平均は5年ぶりに減少(2.98%減)との結果でしたが、平成29年11月30日に公表された調査結果では、平成29年中に賃上げを行った企業の割合は過去最高の87.8%となっています。

社員1人当たりの平均月額賃金の引き上げ幅は5,627円(前年5,176円)です。厚生労働省では「企業の業績や雇用の情勢が改善している」と見ているようです。



高年齢者の雇用状況が公表されました

平成29年10月27日、厚生労働省から、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などをまとめた、平成29年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果が公表されました。

主要な集計結果は次のとおりです(割合は、調査対象企業中の割合)。

- ・「65歳定年」としている企業 ⇒ ⇒ 15.3% (前年比0.4ポイント増)
- ・「定年制の廃止」を実施した企業 ⇒ ⇒ 2.6% (同0.1ポイント減)
- ・「66歳以上定年」としている企業 ⇒ ⇒ 1.8% (同0.7ポイント増)
- ・「66歳以上希望者全員の継続雇用制度」を導入している企業 ⇒ 5.7% (同0.8ポイント増)
- ・70歳以上まで働ける企業 ⇒ ⇒ 22.6% (同1.4ポイント増)



定年年齢・・・60歳以上

更に

継続雇用制度・・・65歳以上

高年齢雇用安定法では、企業に上記の年齢までの雇用を義務付けています。

年金の支給開始までは、企業で雇用することを義務付けたのですね。きりん事務所で作成した就業規則では、定年年齢は60歳・継続雇用制度が65歳となっているものが多いです。

この基準は法律上最低限の基準ですが、もし、元気で働ける限りは70歳まで雇用しようということであれば、ここから定年年齢を引き上げることによって、助成金の申請対象となります。

65歳超雇用推進助成金

この助成金を活用する大前提として、高年齢雇用安定法を遵守している企業である必要があります。

現在の就業規則に、「定年60歳・事業主が定めた基準により65歳まで継続雇用」と規定されている場合は申請できません。

【65歳以上への定年引上げ】【定年の定め廃止】

()は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数(*)	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定め 廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1~2人	20万円	30万円	25万円	40万円	40万円
3~9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	120万円	35万円	145万円	145万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

()は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数(*)	66~69歳まで		70歳以上		★定年引上げと、 継続雇用制度の導入を 合わせて実施した場合の支給額 はいずれか高い額 のみとなります。
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1~2人	10万円	20万円	15万円	25万円	
3~9人	15万円	60万円	20万円	80万円	
10人以上	20万円	75万円	25万円	95万円	

(*)対象となる60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

助成金を活用しつつ、定年延長などを行い、かつ、高齢者の知識や経験を生産性の向上につなげることができれば理想的ですね。ご質問、ご相談などがあれば、気軽にお声かけください。

トビックス 民法の一部改正（平成 32 年施行を目指す）

法務省から、本年 6 月 2 日に公布された「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）」について、平成 32 年（2020 年）の施行を目指して準備を進めているとのお知らせがありました。近い将来施行されることになる改正です。概要を確認しておきましょう。

消滅時効に関する見直し⇒業種ごとに異なる短期の時効を廃止

<改正のポイント>

具体例	起算点	改正前	改正後
原則	知った時から	10年	【 統一されます 】 知った時から5年 権利を行使することができる時から10年
飲食料・宿泊料など	権利を行使することが出来る時から	1年	
弁護士・公証人の報酬、 小売・卸売商人の売掛代金		2年	
医師、助産師の診療報酬		3年	
商行為によって生じた債権		5年	

基づく損害賠償請求として 3 年と判断されたこともあります。いずれにせよ、改正後の民法の原則的な時効の期間よりも短いことになります。統一するという観点や労働者保護の観点から、労働基準法の 2 年の時効がどのように判断されるのか、今後議論されることになるかもしれません。

トビックス きりん HP 最近のトピックス

- ・マイナンバーによる情報連携 11 月 13 日から本格運用
- ・大手企業の冬の賞与 5 年ぶりに減少へ（経団連調査）
- ・平成 29 年度の就職・採用市場 企業の 93.0%が売り手市場と認識
- ・確定拠出年金制度の改正 簡易型 DC 制度などの施行日は平成 30 年 5 月
- ・下請取引の適正化等 親事業者等に要請（経産省）
- ・人手不足解消に向け、外国人就労拡大を提言（日商）
- ・建設業での墜落・転落災害防止対策強化 キャンペーンを 12 月から実施
- ・未払い残業代 23 億円 大手広告会社が支払いへ
- ・国民年金保険料の強制徴収 集中取組月間を実施（日本年金機構）
- ・賃上げ実施企業の割合 比較可能な平成 11 年以降最高
- ・「36 協定未届事業場に対する相談指導業務」 厚労省が新規事業として説明

お仕事 カレンダー 12 月



12/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

- 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 所得税の予定納税額の支払
- 10 月決算法人の確定申告・翌年 3 月決算法人の中間申告
- 翌年 1 月・4 月・7 月決算法人の消費税の中間申告

◆あとかき◆◆◆人生で一番幸せな瞬間はこれからやってくる◆◆◆

将棋の世界は 20 手 30 手先まで読むそうです。プロの棋士が事業を興したら面白そうですね。

この言葉は 77 歳将棋棋士の加藤一二三（ひふみん）九段が、棋士としての勝負哲学で学んだ名言集（日めくりカレンダー）の中の言葉。

年末の忙しく慌しい毎日かと思いますが、明るい展望を思い描いて、たまにはほっこりいたしましょう（＾＾）